

【答申の概要】（諮問第236号）静岡県警察における特定の交流研修に係る募集要項等及び警察職員の時間外勤務実績報告に関する文書の非開示決定に対する審査請求

件名	静岡県警察における特定の交流研修に係る募集要項等及び警察職員の時間外勤務実績報告に関する文書の非開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	<p>文書1ア…2011年～12年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集について、警察本部が下田署に送った募集要項</p> <p>文書1イ…2011年～12年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集について、ロータリー財団から静岡県警察に送られたメンバー募集の募集要項には、応募資格に「英語会話に心得のある方」と記載されているのに、県警本部から下田署に送られた募集要項には、なぜ、「英語会話に心得のある方」という文言が無かったのか、その理由が記載された文書</p> <p>文書2…平成24年2月から3月までの間において、下田警察署の職員が時間外勤務実績を報告するに当たり、報告方法が記載された文書で下田警察署が保有しているもの</p>
非開示理由	条例第11条第2項（不存在による非開示）
実施機関	静岡県公安委員会
諮問期日	令和4年1月20日
主な論点	公文書開示請求に対して、対象となる公文書を作成していないとして、文書を保有していないため非開示（文書不存在）とした実施機関の決定は妥当であったか。文書2の特定は妥当であったか。

審査会の結論

静岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件請求1について

本件請求1は、2011年度から2012年度の間ロータリー財団から静岡県警察本部に送られた文書の内容と、それを受けて静岡県警察本部から下田警察署に送られた文書の内容が相違しているとして、その理由を説明する公文書の開示を求めるものである。

実施機関は、補正を経て本件対象公文書1を特定し、3年の保存期間満了につき廃棄したことから保有していないとして、条例第11条第2項の規定に基づき、不存在を理由とする本件決定1を行った。

これに対し、審査請求人は、保存期間は30年が適正と主張していることから、以下、この点について検討する。

ア 実施機関における公文書の保存に関する定め及び本件対象公文書1の扱いについて

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、実施機関は、次のとおり説明する。

(ア) 公文書の保存に関する定めとして、静岡県警察の文書管理に関する訓令（平成13年静岡県警察本部訓令第36号。以下「文書管理訓令」という。）が存在する。

(イ) 文書管理訓令第49条において定める公文書保存期間基準表（以下「保存期間基準表」という。）にて、公文書の類型ごとに保存期間が定められている。

(ウ) 個別の公文書の保存期間は、保存期間基準表に基づき文書管理者が定めることとされ、文書管理訓令第43条の規定により作成される公文書分類基準表(以下「分類基準表」という。)に記載するよう定められている。

(エ) 本件対象公文書1を含む部外団体が主催する研修に係るファイルについては、人選が必要であることから、人事関係の文書に該当する。

(オ) 職員の人選、任免に係る人事関係の文書については、分類基準表において任命関係編のファイルに綴ることとなっている。

(カ) 任免関係編に分類される公文書は、保存期間基準表のうち「6 その他3年間保存する必要があると認められる公文書」に該当するものとし、保存期間は3年としている。

(キ) 本件請求1の対象とされた2011年から2012年の募集要項等については、平成23年に作成又は取得されたものであるから、文書管理訓令第50条の規定により、平成23年の翌年の初日から起算して3年が満了する平成26年末までが保存期間となる。

(ク) 保存期間が満了した公文書の廃棄については、文書管理訓令第52条において定められ、適切に廃棄される。

イ 本件対象公文書1の保有の有無について

(フ) 実施機関は、部外団体が主催する研修に関する公文書の保存期間は3年であり、対象公文書を保有していないと主張しているため、実施機関から関係する資料の提示を受け、当審査会事務局職員をして確認させたところ、任命関係編に係るファイルの保存期間については、実施機関の説明のとおりであった。

(イ) 上記から、本件対象公文書1を保有していないとして、実施機関の行った非開示決定は妥当と認められる。

(ウ) なお、審査請求人が主張するように、争訟に関する公文書については、保存期間を10年又は30年とする規定は存在する。しかし、本件対象公文書1に関連する訴訟が提起されたのは、本件対象公文書1の保存期間が満了した後のことである。

(2) 本件請求2について

本件請求2は、時間外勤務実績報告書の入力方法について指示する公文書の開示を求めるものである。

実施機関は、補正を経て本件対象公文書2を特定し、これを作成も取得もしていないとして、条例第11条第2項の規定に基づき、不存在を理由とする本件決定2を行った。

これに対し、審査請求人は、補正により本件対象公文書2が特定されたことを不服としていることから、以下、この点について検討する。

ア 本件請求2に係る対象公文書特定の妥当性について

審査請求人は、「実施機関から請求内容について補正を求められたため、補正したところ、当初の名称と全く違うものに改ざんされてしまった」と主張している。それに対して実施機関は、「いつの時期の報告方法について記載された公文書であるのか」を特定するために補正を求め、審査請求人から提出された申出及び資料等を元に対象公文書の特定をした」と主張している。

両者の主張が相違していることから、以下検討する。

(7) 補正前と補正後の請求内容を比較したところ、主な変更点は、期間が「平成 24 年 2 月、3 月」となっていること、対象部署が「下田警察署」と限定されていることであった。

(イ) 補正命令書を見ると、「下田警察署において職員の時間外勤務実績の報告方法について記載された公文書」であると理解できますが、あなたの請求内容では、「いつの時期の報告方法について記載された公文書」であるのか特定することが難しいため（中略）作成時期を記載してください。」と記載があった。

(ウ) 実施機関が作成した審査請求人との文書の特定に関するやりとりが記載された電話記録について、当審査会事務局職員をして確認したところ、当該電話記録は、審査請求人が補正命令書を確認した段階でのやりとりであり、審査請求人が、平成 24 年の 2 月から 3 月の時間外勤務実績報告書について言及している箇所が認められたが、補正命令やその内容の不当性について言及している箇所は認められなかった。

(エ) 補正書を見ると、上記 4 (2) アで実施機関が主張するとおり、次の資料が添付されていた。

a 特定の人物が、平成 24 年 2 月から 3 月に勤務していた下田警察署で作成した時間外勤務実績報告書の写し

b 平成 23 年度に下田警察署の幹部であった職員が、当時の時間外勤務実績報告書の作成方法について話した内容が記載されたとする文書の写し

上記(イ)のとおり、実施機関の補正の指示は具体的であり、それに対して、上記(ウ)の経緯があること及び審査請求人が上記(エ)の資料を提出していることを踏まえれば、実施機関が対象期間を平成 24 年 2 月から 3 月までとして本件対象公文書 2 を特定したことは妥当である。

イ 本件対象公文書 2 の保有の有無について

(7) 平成 24 年 2 月、3 月当時の下田警察署を含む実施機関における時間外勤務の報告方法の実態について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

a 時間外勤務に関する規程として、基本的な事項を定めた静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令（平成 7 年静岡県警察本部訓令第 7 号。以下「休暇等管理訓令」という。）が存在する。

b 休暇等管理訓令第 10 条において、時間外勤務に関する項目として、時間外勤務の限度時間やその例外となるケース、人事異動の際の引継ぎ等の定めがある。しかし、いずれの項目も、所属長が時間外勤務を命じる際の定めであり、職員が時間外勤務を報告する際の報告方法についての記載はない。

c 規程類に限定せず、対象となる公文書を探索したが、時間外勤務の報告方法について定めた公文書の存在は、認められなかった。

d 時間外勤務の報告の方法は、各所属ごとの運用となっており、時間外勤務実績報告書の様式も所属ごとで様々である。

e 時間外勤務実績報告書をパソコン入力と手書きのどちらで作成するのかについては、指定がなく、所属の環境により、いずれかの方法で行っていた。

f 時間外勤務実施者が時間外勤務を実施する段階以前に作成する書類はなく、実施後、月に 1 回、時間外勤務実績報告書を作成しているが、それ以外の事務はなく特段複雑という事情もない。

(イ) 実施機関の説明によると、時間外勤務に当たり作成するものは、時間外勤務実績報告書だけであり、特段複雑な事務でもないことから、一般的に、規程やマニュアルがなくとも事務処理に支障がないと考えられ、時間外勤務実績の報告方法が記載された公文書が存在しないことは首肯できる。このことは、時間外勤務実績報告書の作成がパソコン入力と手書きのいずれで行われたかにより異なるものではない。

したがって、実施機関の主張に不自然、不合理な点はなく、請求対象公文書2を保有していないとして、実施機関の行った非開示決定は妥当と認められる。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び意見書において、実施機関に、募集要項のねつ造に関する説明を求める等の主張をしている。

しかしながら、当審査会は、条例に基づく開示請求に対して行われた非開示決定等について審査請求が行われた場合に、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁からの諮問を受け、当該非開示決定等の違法不当について調査審議を行い、審査庁に対して意見を述べる機関である。

したがって、審査請求人が主張するような実施機関の募集要項のねつ造に関する説明等については、当審査会の権限外の事項である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1 開示請求の内容

(1) 請求1

ア 2011～2012年度・静岡県警察に送られた、ロータリーGSEよりのメンバー募集の募集要項には、応募資格に英会話に心得のある者と有るのに、県警本部から下田署に送られた募集要項には、なぜ英会話に心得のある者という文言が無かったのか。その理由の説明を求める。

イ 上記の文の意味は、その理由の説明を求める。において、いまだかつて、同封した資料①のGSEメンバー募集に英会話に心得がある方と表記が在るものの、資料②の13頁証言30には、英語が話せなくても問題ないと静岡県警察本部が答えたとされております。その矛盾が未だに説明されておられません。ゆえに、その説明を求めるものです。その説明の情報の開示を求めています。

(2) 請求2

時間外勤務実績報告書は全県的にPC入力するのだそうですが、その報告書は紙に鉛筆書きすることは有るのでしょうか。いつから何にどの様に入力すると決められているのか公文書としてどの様に約束されているのか決まり書（指示書）を開示してください。

別記2 本件対象公文書

(1) 本件対象公文書1

ア 2011年～12年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集について、警察本部が下田署に送った募集要項

イ 2011年～12年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集について、ロータリー財団から静

岡山警察に送られたメンバー募集の募集要項には、応募資格に「英語会話に心得のある方」と記載されているのに、県警本部から下田署に送られた募集要項には、なぜ、「英語会話に心得のある方」という文言が無かったのか、その理由が記載された文書

(2) 本件対象公文書 2

平成 24 年 2 月から 3 月までの間において、下田警察署の職員が時間外勤務実績を報告するに当たり、報告方法が記載された文書で下田警察署が保有しているもの